

■ 児童館使用料（変更前） ※ 令和6年3月31日まで

各月初日の在籍児童の属する世帯の 区分	使用料（月額）	
	1人入所の場合及び同一世帯から2人以上入所している場合の最年長者のとき（第1子）	同一世帯から2人以上入所している場合の次年長者のとき（第2子）
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯及びその他の世帯	円 0	円 0
市町村民税非課税世帯	円 0	円 0
上記以外の世帯	2,500	1,250
上記以外の世帯	3,000	1,500

備考

- 1 「母子世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
- 2 「在宅障害児（者）のいる世帯」とは、次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 3 「その他の世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。
- 4 世帯の第3子（保護者の養育している子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、婚姻した者を除く。）のうち、高年齢順に上から3番目の子をいう。）以降の児童が保育されている場合においては、この表にかかわらず、当該第3子以降の児童の使用料は0円とする。